詔　書

日本国憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法第三十二条によって、平成二十五年七月二十一日に、参議院議員の通常選挙を施行することを公示する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第五十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月四日

農林水産大臣　林　芳正

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」、「農業共済事業運営基盤強化対策費補助金」、「農業経営対策整備交付金」、「農業生産基盤保全管理等推進事業費補助金」及び「農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金」を削り、「特定中山間保全等整備事業費補助」を「特定中山間保全整備事業費補助」に改め、「成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」を削り、「独立行政法人種苗管理センター施設整備費補助金」を「農山漁村六次産業化対策整備交付金　独立行政法人種苗管理センター施設整備費補助金」に改め、「都市農村交流等対策事業費補助金」を削り、「中山間地域等直接支払交付金　特殊自然災害対策整備費補助金　農地・水保全管理支払交付金」を「中山間地域等直接支払交付金　農地・水保全管理支払交付金　特殊自然災害対策整備費補助金」に改め、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」を削り、「独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費補助金」を「独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費補助金　森林整備・保全地方公共団体事業費補助金」に、「森林病害虫等防除事業費補助金」を「森林病害虫等防除事業費補助金　森林・山村多面的機能発揮対策交付金」に改め、「森林整備地域活動支援交付金」、「地域材供給倍増事業費のうち」、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」、「森林整備加速化・林業再生整備費補助金」、「水産物加工・流通等対策整備費補助金」及び「環境・生態系保全活動支援交付金」を削り、「離島漁業再生支援交付金」を「水産多面的機能発揮対策交付金　離島漁業再生支援交付金」に改め、「地域自主戦略交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものに限る。）」を削り、「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものに限る。）」を「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林基盤整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものに限る。）」に改める。

別表の三の項補助金等の名称の欄中「成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」及び「地域材供給倍増事業費のうち」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第二百八十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の固定資産税から適用する。

平成二十五年七月四日

総務大臣　新藤　義孝

第一号5中

「（38）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　熊本県知事」を

「（38）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　熊本県知事

（38）の2　西九州電設株式会社（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同」

に改める。